

## 品名分類について

### 【照会】

次の物品は、令第1条第2項の「塩素化けい素化合物」に該当するか。

- (1) トリクロロシラン                       $\text{SiHCl}_3$
- (2) トリメチルクロロシラン               $\text{Si}(\text{CH}_3)_3\text{Cl}$
- (3) エチルトリクロロシラン               $\text{Si}(\text{C}_2\text{H}_5)\text{Cl}_3$

### 【回答】

- (1) お見込みの通り。
- (2)及び(3) 「塩素化けい素化合物」に該当しない。なお、法別表の品名欄の第3類の項第7号に掲げる「有機金属化合物」(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。)に該当する。

(平成元年12月21日 消防危第114号 各都道府県消防主管部長あて 危険物規制課長通知)